

令和3年度第2回尼崎市環境審議会（総会） 議事概要

日時：令和4年3月9日（水曜日） 午後3時00分から午後4時35分まで

場所：市役所本庁舎北館 4階 4-1会議室

出席委員：13人（委員の一部についてはWeb会議システムを用いて出席）

傍聴者：なし

○開会

- ・定足数の確認
- ・Web会議システムの操作方法などの説明
- ・配布資料の確認

○議事

事務局：

ここからの議事進行につきましては、当審議会条例第6条に基づき、会長にお願いしたいと思います。会長、よろしくお願ひいたします。

議題1 尼崎市地球温暖化対策推進計画における削減目標・指標の見直しについて

会長：

それでは、議事に入りたいと思います。議題1の「尼崎市地球温暖化対策推進計画における削減目標・指標の見直しについて」、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：

- 資料1について説明 -

会長：

ただいまの説明に対して、ご質問・ご意見などがあればお願いいたします。

ないようでしたら、お伺ひしたいのですが、産業部門の指標で製造品出荷額等あたりのCO₂排出量を示していますが、今後、カーボンニュートラルの実現に向けて、産業構造が変わったり、素材型産業で大きな動きが出てくるなど、ドラスティックな変化が起こる可能性もあると思いますが、そういったことは考慮されていますでしょうか。

事務局：

指標の分母となる製造品出荷額等の将来的な値は、国の資料を参考にしており、その資料では鉄鋼やセメントなどの素材型産業の活動量については2030年時点においても現状とほぼ変わらないものとなっておりますので、本市の産業構造などについても基本的には現状が継続するものとして想定しております。また、分子となるCO₂排出量の削減見込みについても、国の計画では何らかの技術革新によるCO₂削減量が大きく見込まれているわけではなく、既存の取組の深掘りが基本となっておりますので、本市においてもそのような考え方としております。

会長：

わかりました。

その他、ご質問などはございませんでしょうか。

委員：

資料1に示されている5つの指標については、指標の項目は現行の計画にあるものから変更はしておらず、値を見直したということでしょうか。例えば、何らかの指標を追加するといった考えなどはないのでしょうか。

事務局：

おっしゃる通りでして、指標の項目につきましては、変更は行わず、値の見直しを行うというものです。

また、今回の見直しについては尼崎市気候非常事態行動宣言の表明や国の削減目標の引き上げなどを踏まえ、本市の削減目標についても引き上げを行うことを主な目的としており、削減目標の引き上げに伴い、指標についても整合を図るという対応を考えており、指標を追加するという考えはございません。

委員：

そういう方針に基づいた対応ということで理解しました。

ただ、これらの指標も大切ですが、CO₂排出係数やエネルギー使用量などがどのような影響で変化したのかを見るためには、この5つの指標では足りないのではないのでしょうか。次の議題にも関係しますが、廃棄物に由来するCO₂排出量の削減がどのように進んでいるのかについてももう少し細かい指標を設けて、チェックすればよいと思いました。

事務局：

例えば、CO₂排出係数については、電気事業者にアンケートを行い、本市への販売電力量や排出係数などを把握したうえで算出しておりますが、影響を分析するにあたって、個々の事業者の情報を公表することはできませんので、おのずと言及できる範囲が限られてきます。また、廃棄物に由来するCO₂排出量は廃棄物に占めるプラスチックの割合から算出しており、プラスチックごみの量の増減の状況などは概ね把握できております。要因分析をどこまで細かくやるかということになるかと思いますが、取組の進捗が悪く、詳細な分析が必要ということになりましたら、追加的な指標の必要性についても検討できればと考えております。

委員：

わかりました。

会長：

この他に何かご意見などはありますでしょうか。

先ほどの指摘については、とても重要な点だと思っております、指標としては現在のもので概ね問題ないと思いますが、計画がどのように進んでいるかを把握するためにはもう少しきめ細かいサブ指数

のようなものを検討するといった考え方もありますので、是非ご検討いただければと思います。

委員：

産業部門や業務部門に関する指標の意図としては、事業活動の制約とならないようにしながら CO₂ 排出量が削減できているかを確認するものということでしたが、実際の削減率としてはいずれの部門においても 50 %程度の削減を求められております。本日の審議会では削減方法というよりも削減目標や指標の見直しの議論だと思いますが、具体的な技術や取組がイメージできなかったため、数字だけを見ると絵に描いた餅のような印象があります。おそらく事業活動自体を半分にすることにはならないと思いますので、冒頭で会長がおっしゃったように何らかのドラスティックな技術革新の目途があるのか、電気をすべて原子力や再エネに切り替えないといけないといったことが想定されているなど何かありますでしょうか。

事務局：

ドラスティックな技術革新によって削減される CO₂ 排出量やエネルギー使用量は見積もることができないため、見込んでおらず、既存の技術を普及させていくという考え方を基本としています。

また、CO₂ 排出量の削減目標については、エネルギー使用量を半減させることのみで達成するのではなく、CO₂ 排出量の小さい電気への切り替えといった取組も組み合わせることが必要であり、省エネ対策と CO₂ の排出を伴わないエネルギーへの転換の両輪で進めていくことになると考えております。

委員：

原子力や再エネの割合を高め、火力の割合を減らしていくということですか。

事務局：

購入する電気だけでなく、例えば、工場の屋根への太陽光パネルの設置の支援なども行うなど、使用するエネルギーの質を高めていくという対策も講じながら取組を進めていくことになると考えております。

委員：

わかりました。

会長：

この他に何かご意見などはありますでしょうか。

委員：

2030年までにこれだけ大きく CO₂ を減らすためには、3つのことを考えないといけないと思います。

1つ目は、電源構成で、先ほど議論がありましたとおり CO₂ の排出がない電力の割合を高めていく必要があります。これに関して確認したいのですが、排出係数に関する指標として 0.25 を目指すこととしております。以前であれば、関西電力（株）の排出係数で問題なかったと思いますが、現在では他の電気事業者の値も考慮する必要があると思います。どのように計算されるのでしょうか。例えば、CO₂ の排出がない、あるいは排出が少ない電力が増えれば、この指標は下がるのでしょうか。

2つ目は、省エネに関する技術で、産業や家庭などの部門において1単位の活動を行う際にエネルギー消費量やCO₂排出量を減らすということです。2030年までに、ドラステックな省エネ技術が出てくればよいですが、これに期待しすぎるのは少し危険であると思っています。

3つ目は、積極的に新しい市場を創造することです。CO₂を削減するときに絶対に必要となる市場があります。尼崎市の企業が早めに取り組めばこの市場を獲得することを期待できます。

以上の3つが必要であると思います。今回は指標に関する議論なので、深く立ち入りませんが、これらを実現するためにどうしたらよいのかを考えていかないというわけです。また、この過程で、街の姿をどのように変えていくかということまで踏み込まないといけないと思います。

事務局：

排出係数に関するのですが、先ほどの説明の繰り返しになる部分がありますが、市内で使用されている電気の排出係数を計算する際に、本市に電気を販売している全事業者を対象にアンケートを実施しており、各事業者が販売している電気の販売量と排出係数を確認しております。アンケートに回答していただいた事業者に限られたものとはなりますが、販売量と排出係数を乗じて算出したCO₂排出量を販売量の合計値で除することで本市に供給されている電気の排出係数を算出することとしておりますので、電気の質が変われば、数字には反映されるものと考えております。

委員：

わかりました。

再エネが増えれば、排出係数は下がっていくと考えてよろしいでしょうか。

事務局：

本市に電気を供給している電気事業者の電源構成に占める再エネの割合が高まれば、排出係数は下がっていきます。

委員：

そのことは市民にも啓発していくとよいと思います。

会長：

この他に何かご意見などはありますでしょうか。

委員：

他都市の審議会でも話題に挙がるのですが、排出係数が下がることや人口自体が減少することがCO₂排出量の削減に大きく寄与しており、市民や事業者に何を取り組んでもらうことが必要なのかわかりにくくなっているという意見があります。

以前であれば、関西電力(株)の排出係数を把握するだけでよかったと思いますが、現在は電力自由化により色々な事業者が電気を販売できますので、排出係数の実態を把握することが難しいというのが実情だと思います。アンケートをしてまで排出係数を把握しようとしているのはなかなかない対応だと思っており、他の自治体ではそこまでしていないようです。

意見としましては、指標として挙げているエネルギー指標量や排出係数だけではなく、何をどう取り

組んでいくかということ把握できるように、例えば、太陽光パネルの面積をどうするかといった中間指標のようなものがあつた方がよいと思います。東日本大震災や現在のウクライナの問題など社会情勢が大きく変わった時に排出係数がどう変動するかはわからず、取組の状況についてもチェックできた方がよいのではないかと感じました。

計画内に記載すべきなのか、内部で目標として掲げておくという考え方もありますが、そのあたりについてお聞かせいただけますでしょうか。

事務局：

再エネに関する指標は内部でも検討しておりますが、固定価格買取制度の対象となっている太陽光発電設備の容量ぐらしか把握することができない状況で、制度の対象となっていない設備の容量や市内で実際に使用された再エネ電気の量については把握できない状況です。このあたりは地球温暖化対策推進法の改正により再エネに関する目標の設定を求められており、目標設定の参考となるマニュアルも公表されると聞いていますので、参考にしながら検討していきたいと考えております。

また、中間指標に相当する目標についてですが、何らかの事業を実施する際には実績を想定して予算要求などを行うこととなりますので、そういう細かな目標のようなものは存在しており、内部では事務事業評価や総合計画に基づく施策評価といった仕組によりチェックをしている状況となっています。

委員：

太陽光パネルは1つの例として示しましたが、HEMSや車の買い替えの状況など様々なものがあると思います。例えば、建築関係であれば、建築確認の際に何らかのデータの把握を行うといった方法もあると思います。

掲げる指標と実績の把握については検討が必要で、各自治体においても把握するべきがないというのが実態ということは認識しておりますが、計画の進捗管理には指標が必要という意味での指摘として受け止めていただければと思います。

事務局：

ありがとうございます。

よい案があれば内部でも検討していきたいと思つます。

会長：

大変重要なご指摘だつたと思つます。

その他、お気づきの点などございますでしょうか。

委員：

指標について新たな値を設定するということで、前回の審議会も含め、色々とお聞かせいただいておりますが、実現していくためには、本日も話題になりました、電力やガスなどのエネルギーに関する取組も大切ですが、周辺自治体との連携も必要だと思つますが、そういった取組はあるのでしょうか。

また、省エネ技術の導入について何か補助などは考えておられますでしょうか。

事務局：

周辺自治体との連携についての必要性については、本市でも認識しておりまして、隣接している4つの中核市である、西宮・尼崎・豊中・吹田が連携して地球温暖化対策に取り組んでいくという協定を今年度の夏に締結したところでございます。また、スケールメリットを活かせる事業については、阪神間の自治体と一緒に実施してくという協議も始まっておりまして、連携すべきものは連携しながら進めていきたいと考えております。

省エネ技術の導入に関する補助金につきましては、市単独で大きな補助はできませんが、来年度に向けて省エネ対策に関する予算要求も行っており、今後、市内事業者の皆さまにも周知していきたいと考えております。

委員：

ありがとうございます。

会長：

この他に、いかがでしょうか。

委員：

先ほどの省エネ技術の導入に関する補助についてですが、環境省や経済産業省からの補助金についても事業者に対して情報提供するなどの働きかけをしていくというのも必要ではないかと思えます。

会長：

ありがとうございました。

いかがでしょうか。事務局からの案に対しては大きな異論などはございませんでしたので、案の内容を新たな削減目標・指標としたいと思えます。

しかし、委員からもご意見がありました通り、結果だけで評価するのではなく、結果に至るまでの過程もチェックできるような指標、中間指標という言葉が使われておりましたが、そういったものを検討する必要があるという意見も踏まえて、進めていただければと思えます。

それでは次の議題に移りたいと思えます。

議題2 尼崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例等の一部改正について

会長：

それでは、議題2の「尼崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例等の一部改正について」、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：

- 資料2について説明 -

会長：

ただいまの説明について、何かご質問・ご意見などありませんでしょうか。

委員：

前回の審議会でも質問させていただきましたが、資源物の持ち去り禁止について、20万円以下の罰金を科す規程について説明があり、ほとんどの自治体がこのような規定を定めているということでした。実際に条例が施行されると、パトロールという言葉が適切かはわかりませんが、しっかりと条例が守られているかを監視して守っていない人に対して、罰則を科すことが必要になるとは思います。既に条例が制定されている自治体でどのようにパトロールをしており、実際に罰則が科された事例があるのかを教えてください。

事務局：

まず、周辺自治体におけるパトロールの実施状況ですが、定期的に職員がパトロールを行う場合と、苦情や通報があった場合にパトロールを実施する場合があります。尼崎市の場合は、条例の施行直後については条例の周知を兼ねて、関係所属の職員で連携をしながら定期的なパトロールを実施していきたいと考えております。また、パトロールについては罰則を適用するために行うのではなく、資源物の持ち去りを行わないでいただきたいということを説明し、持ち去り禁止の趣旨の理解を求める観点で行いたいと考えております。

次に、周辺自治体における罰則の適用状況ですが、ほとんどの自治体では、まずは指導を行い、指導を行ったうえでさらに違反があれば罰則が適用されるということになっておりまして、罰則まで適用される事例はほとんどない状況です。

委員：

わかりました。ありがとうございます。

会長：

この他にいかがでしょうか。

委員：

資源物の持ち去り禁止について1つ質問をさせていただきます。

資源物の持ち去りは全体の資源回収量のうち何割程度になるか、またリサイクル相場でいくら分になるのかといった被害の大きさのようなものは把握されていますでしょうか。

事務局：

まず、持ち去り量ですが、資源回収した量しかわからない状態なので、排出量の全体量がわからず、持ち去り量自体の把握は難しい状況にあります。他都市の事例では、条例で持ち去りを禁止した場合には、アルミ缶回収量が1.2倍程度増えたというものがあります。

なお、持ち去り量の実態がわからないので、金額的な被害についてもわからない状況となっています。

委員：

他都市の事例ではアルミ缶回収量が1.2倍になったということですね。

事務局：

アルミ缶については、回収量が増えていない自治体もありましたが、最高で1.2倍程度増えた自治体がありました。また、紙類であれば2倍程度増えたという自治体もありましたが、最近は古紙価格が下落しており、紙の持ち去りがあまりない状況ですので、条例を施行しても回収量が増えるかどうかはわかりません。ちなみに、尼崎市の令和2年度のアルミ缶の売却金額は1,200万円程度であり、その2割程度とすると、200～300万円程度増える可能性があります。

会長：

この他にご意見などはありませんでしょうか。

委員：

少し細かい質問ですが、資料2の2ページ「(4) 廃棄物の分別排出等の推進」の「エ 命令違反に対する公表、罰則」の部分の1つ目にある「市長は、命令を受けた事業者がその命令に従わないときは、その旨を公表することができるものとします。」とありますが、この「事業者」には市民も含まれるのでしょうか。また、2つ目にある「命令を受けた日から1年以内に、一般廃棄物処理基本計画に定める分別の区分等に従わずに廃棄物を排出等した者に対して、2千円以下の過料を科す規程を設けます。」とありますが、この「者」に事業者は含まれるのでしょうか。

もう1点は、条例改正の骨子とは少し外れますが、資源物の持ち去りについて事業者が資源物を持ち去ることはいかなることかと思いますが、生活困窮者がやむを得ない事情で資源の持ち去りを行っている場合もあるかと思いますが。これは要望になると思いますが、ごみの問題と貧困対策は密接に関連していると思っていますので、貧困対策も検討していただければと思います。

事務局：

資料にある文言の対象についてですが、1点目の「事業者」については市民を含めておらず、公表の対象とはしておりません。ただし、市民であっても個人事業主は事業者に含まれることとなりますので、場合によっては市民が含まれるという意味合いもあると言えるかもしれません。また、2点目の「者」については事業者を含めており、事業者・市民の両方を指しています。

生活困窮者に対する要望につきましては、重要な課題であり、福祉部局と連携して対応していかないといけないと考えております。しごと・くらしサポートセンターというところで生活困窮者への支援なども行っておりますので、センターへの案内なども行いながら取り組んでいきたいと考えております。

委員：

ありがとうございます。

「(5) 共同住宅のごみ集積所の清潔の保持等」についてですが、共同住宅ではごみの集積所は共同となっており、誰が排出者なのかわかりにくい、誰に過料を科せばいいのかわかりにくいといった問題が発生するのではないかと思います。そのあたりが難しい部分だと思います。

会長：

是非参考にいただければと思います。

この他にご意見などはありますでしょうか。

委員：

確認したいことがあります。

「(2) 各主体の責務」の「イ 事業者の責務」で廃棄物の減量や簡易な包装の推進などに努めるといった記載があり、もっともなことだと私は思っております。市民も廃棄物の減量に配慮した商品の選択が必要であると考えておりますが、事業者にも簡易包装を心がけているかということについて結果を求めていくのでしょうか。

また、廃棄物の減量を進めていくと廃棄物の処理に必要なエネルギーも削減されると思いますが、このあたりは議題1のCO₂削減量にも含まれているのでしょうか。

事務局：

まず、事業者に対してごみ減量の取組の結果を求めるのかというところですが、「(3) 大規模な事業用建築物における廃棄物の減量等の推進」に記載しておりますとおり特定事業用建築物の所有者等において、減量に取り組むこと自体を義務とはしていませんが、減量計画を作成いただくこととしており、よい減量の取組があれば他の事業者に紹介するなど、減量に取り組んでいただけるよう働きかけを行っていきたいと考えております。また、表彰制度など減量の取組を促していくような制度についても、今後検討していきたいと考えております。

次に廃棄物の削減によるエネルギー消費量とCO₂排出量の削減についてですが、今回の条例改正については、一般廃棄物処理基本計画の削減目標を達成するための取組の1つとなっております。この計画の目標達成によるCO₂削減量については、議題1で触れました地球温暖化対策推進計画に含まれておりますので、廃棄物の減量はCO₂削減目標の達成にもつながることになります。

委員：

ありがとうございます。

我々市民に対しても同じような商品であったら、簡易包装の商品を選択するということを市としてもアピールしてもらうことや市内の大手スーパーにも働きかけていただくことなども期待しております。

会長：

この他にいかがでしょうか。

委員：

条例改正の骨子では「市民の責務」が記載されており、その中でリデュースが強調されています。ごみを減量するためには市民の意識だけでなく、事業者の意識を変えることも非常に重要だと思っております。条例改正をどのように周知し、どのように行動を変えていくのかをお尋ねしたいと思います。

また、廃棄物の分別について、周辺自治体と比べてどのようになっているのか、他の自治体から転入した人は意識が少し違うということもあると思いますので、自治体間の違いを質問させていただきます。

事務局：

まず、事業者への周知ですが、廃棄物の減量と適正処理に関するガイドブックを来年度に作成し、事業者に配布する予定としており、その中で改正条例についても記載します。また、意識改革については、大規模な事業用建築物における取組や、来年度から食品ロスの削減に取り組む飲食店・小売店などの登

録制度を始める予定としておりまして、事業者の取組を広報するなど事業者にもメリットとなる制度を設け、事業者の取組を促していきたいと考えています。この他にもプラスチックごみ削減などについても事業者が取組を進めていける事業を検討していきたいと思っております。

次に、廃棄物の分別についてですが、尼崎市は分別品目が周辺自治体に比べると少なく、シンプルになっております。代表的なものでいいますと、容器包装プラスチックは可燃ごみとして収集していたり、びん・缶・ペットボトルについては他都市では回収日がそれぞれ異なっている場合がありますが、本市では同日となっております。他都市との分別方法が異なるため、「家庭ごみべんりちょう」というガイドブックを作成し、住民票の交付を受けた市民に配布しておりますが、住民票を移さない転入者には分別方法を周知できる機会がなかなかありませんので、資料2の「(5) 共同住宅のごみ集積所の清潔保持等」にありますとおり、市と連携して周知していくといった対応などを検討していきたいと考えております。

委員：

事業者に対して積極的に働きかけていき、市民一人ひとりにも粘り強く周知していくことで長い目で見るとごみに対する意識が変わってくることを期待できると思っております。

会長：

この他に何かありますでしょうか。

委員：

現在、パブリックコメントを募集しているとのことですが、何件か意見は出ていますでしょうか。

事務局：

現時点で、2名の方から意見をいただいております。

委員：

市のホームページで本日の資料と同じものが掲載されておりますが、個人的にはどこか改正されたかが少しわかりにくいと感じました。改正後の条例骨子は理解できますが、改正前の条例がよくわかりませんでした。どこがどう変わったかがわかるような内容の方が、市民にもわかりやすいと思っておりますので、今後の普及啓発なども見据えて工夫をしていただければと思えました。

会長：

ありがとうございました。

予定しております時間がきておりますので、次の議題に移りたいと思っております。

議題3 環境データブックについて

会長：

それでは、議題3の「環境データブックについて」、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：

会長：

それでは、ご意見・ご質問などがあればよろしくお願いたします。

なければ、まず、私から確認させていただきます。説明にあるような変更を行った場合に、例えば、関連計画の見直しが把握できないなど連携が滞るような事態は生じないということによろしいですか。

事務局：

庁内で計画の見直しなどが行われる場合には、庁内検討会が設置されることが多く、環境に関する事項の記載が必要な場合は情報を共有しながら進めていくことになると思いますので、今回の対応でこの部分が大きく変わることはないと考えております。

会長：

わかりました。

委員：

環境データブックへ移行すること自体はよいことだと思いますが、これまでのように単年度で公表されていたデータは 5 年ごとの公表になるということでしょうか。

事務局：

これまで「尼崎の環境」として公表していた内容については、基本的には「環境データブック」に引き継ぐこととしておりますので、毎年度の基礎的なデータや環境に関する取組は今後も、毎年公表していきたいと考えております。

委員：

つまり、毎年の環境データは「環境データブック」として発行は継続し、それとは別に「尼崎の環境」が 5 年ごとに発行されるという理解でよろしいでしょうか。

事務局：

そういうことになります。

委員：

簡単なコメントを失礼します。

今の説明からすると、市としては要するに 5 年 1 回、仕事が増えるということだと思います。公表される内容が減るということではないと思いますので対応自体は問題ないと思いますが、現状の「尼崎の環境」では、環境に関する取組が約 70 ページにわたって説明があり、その後にグラフや表が載っている資料編があるという構成となっておりますが、「環境データブック」という名称となると、資料編だけという印象を受け、若干の懸念があります。データブックという名称だと、本当にデータしか掲載されていないような印象を受けます。

事務局：

名称については、内部でも話が出ており、データブックだとデータだけの印象があるということですので、本日のご意見を踏まえ、もう一度検討したいと考えております。

会長：

ありがとうございます。

私もせっかくの冊子ですのでもう少し重みのある言葉の方がよいと思います。

この他に何かありますでしょうか。特にないようでしたら、本日の審議はこれで終わりたいと思います。

以 上